

## ○志布志市女性活躍推進会議設置要綱

平成28年3月28日

告示第37号

改正 令和5年3月29日告示第26号

(設置)

第1条 市における女性の活躍の推進に当たって、女性はその個性と能力を十分に発揮できるよう女性の意見を取り入れ、市政に反映させ、女性の活躍の推進に関する施策を推進するため、志布志市女性活躍推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、女性の活躍の推進に当たって、次に掲げる事項について研究し、及び協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

- (1) 社会参画に関する事。
- (2) 教育に関する事。
- (3) 福祉及び保健に関する事。
- (4) 商工及び労働に関する事。
- (5) その他女性の活躍の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 市内の企業又は事業所の代表者
- (3) 自営業者
- (4) 公募により選任された者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、コミュニティ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月29日告示第26号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。